平成２８年（再イ）第３４６号

神奈川県藤沢市湘南台２―17―19　フォンティーヌ湘南304号室

再生債務者　高橋　健一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第４号

横浜市都筑区池辺町3469番地１　都田コート101

再生債務者　初澤　　明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第４０号

川崎市宮前区菅生１丁目15番11―403号

再生債務者　笹　　剛毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再イ）第１５号

愛知県春日井市下条町１丁目６番地３　エクセル勝川105号（従前の住所）神戸市長田区北町３丁目４番地の１　市住１―209号

再生債務者　米田　真樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月23日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１号

三重県志摩市阿児町国府2994番地

再生債務者　濵口　和茂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２８年（再イ）第８９号

京都市伏見区久我御旅町６番地160

再生債務者　楠本アルミこと　楠本　広之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第５号

兵庫県宝塚市中山桜台２丁目20番地の３

再生債務者　西澤　勇人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第４７号

熊本県菊池市泗水町永2752番地46

再生債務者　加藤　智央

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第１号

北海道余市郡余市町大川町８丁目90番地３

再生債務者　山田　純平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（再イ）第２号

北海道苫小牧市ウトナイ北２丁目12番４号

再生債務者　小幡　晃史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（再イ）第１号

北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目15番地７

再生債務者　高橋　義弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月24日　釧路地方裁判所

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示

平成29年６月６日

独立行政法人住宅金融支援機構契約担当役

財務企画部長　平井　光夫

次のとおり、参加申込書の提出を招請します。

1　当該招請の主旨　証券化システムのハードウェア等導入構築業務並びに賃貸借及び保守業務（以下、「本件業務」という。）については、現在機構が使用している証券化システムのハードウェア及びソフトウェア一式（以下「ハードウェア等」という。）に係る賃貸借及び保守における契約期間満了に伴い、ハードウェア等を継続利用する必要があることから、４の応募要件を満たし、継続するハードウェア等の賃貸借に代えて本件業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加申込書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本件業務に必要な設備・システムを継続して賃貸借等することができる法人等（以下「特定法人等」という。）との随意契約による契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して一般競争入札（最低価格落札方式）による入札書の提出を要請する予定である。

2　業務概要

⑴　業務名　証券化システムのハードウェア等導入構築業務並びに賃貸借及び保守業務

⑵　業務内容　現在機構が使用している証券化システムのハードウェア等を調達するものである。

⑶　履行期限　本件業務の契約期間は次のとおり。なお、４の応募要件を満たすと認められる者の場合にあっては、契約締結日（平成29年８月下旬予定）から平成29年９月30日までの間に導入構築業務を行うものとする。

①　賃貸借及び保守業務　平成29年10月１日から平成31年３月31日まで

②　撤去業務　別途協議の上決定する。

3　業務目的　本件業務は、現在機構が使用している証券化システムのハードウェア等に係る賃貸借及び保守における契約期間の満了に伴い、ハードウェア等を継続利用することを目的とする。

4　応募要件

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　平成28・29・30年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」の資格を有する者、又は平成28・29・30年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者であること。

⑶　当機構より競争参加停止等の処分を受けている期間中でないこと。

⑷　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。

⑸　仕様書に記載した要件をすべて満たすことができる者であること。